

転貸も行うことができることになっていきます。

「県共済農協連合会」集められた資金についての運用方法が規定されていますが、その一つに農村還元貸付を行っています。今回農業近代化資金の融資機関として認められたのは、この共済事業によつて蓄積されたものは長期かつ安定的なものであり、しかも許された範囲内でできるだけ農業の近代化に役立たせることが適切であると考えられたからです。しかし、窓口の多元化が一層事務手続等を混乱させる恐れがありますので、運用上は窓口を集約化し、資金源を十分活用させることとなります。

「農林中央金庫」県信連等で融通することが困難なもの、及び全国連合会等を対象としていますが、県信連が転貸資金を借り入れようとする場合は必要資金の融通を行いません。

**貸付の内容は……**

この対象業種は、従来の制度の業種とくらべてみると、今回の規定では範囲を大幅にひろげてあります。

例えば、農産物乾燥施設の中には、葉たばこ乾燥施設、籾乾燥施設等を含めています。また運搬用器具には三輪または四輪の輸送用自動車を対象となります。

しかしリヤカーは含まれません。

○果樹の植栽に要する資金とは、果樹等の定植、樹園地（地ごしらえ、石垣積、工波打、深耕、抜根等）および樹苗の養成に要する経費（苗木代、労賃、一年目の肥料代）等です。

○家畜では前述の表では牛、馬、めん羊、山羊、豚となつていますが、牛、めん羊、山羊のうち、肥育の目的で飼養されるものと、競争用を目的とする馬は、この資金の対象とはなりません。

また豚も繁殖用のものに限りれています。

○最近多頭羽飼養が盛んになってきていますが、集団養鶏では鶏舎とか附帯施設はこの資金の対象となりませんが、ヒナ代と飼料代は対象になりません。また養豚事業でも、肉豚の購入代と豚の飼料代は対象になります。

なお、家畜の導入基準は、近

い将来定められることになっていきます。

○農地や牧野等の土地改良資金は、その事業費が十二万五千円未満のものに限られ、農地改良としては、容土、床締め、暗きよ排水、区画整理、畦畔改良、用排水路、開田開畑、農道、農業用索道があり、牧野改良としては障害物除去、起工、整地、土地改良、牧草播種等がその事業内容となっております。

○またこの制度には二つ以上の業種を組み合わせて融資を受けることもできます。

**いくらまで借れるか**

農協、同連合会、農業共済組合、同連合会、たばこ耕作組合、前回のべた株式会社にあつては五千万円。

農業法人、部落団体等法人以外の団体にあつては一千万円。農業者個人では百万円となっていますが、相当規模の大きいもので知事が特に必要と認められた

ものは、二百万円までとなりません。

この融資限度は事業費の八割を限度としております。

**金利はいくらか**

利率は共同利用施設の場合には年七分五厘、個人の場合、一般施設、農機具、果樹植栽資金については年六分五厘、耕地防風林資金年五分五厘、小土地改良資金年五分となつています。しかし三十六年度は七分五厘で貸出されたものはやはり七分五厘で金利の引き下げはありません。

**県が利子補給をする**

農協等から貸し出される基準金利を、年九分五厘と定めていますので、この九分五厘と貸付金利の七分五厘ないし五分の差額二分ないし四分五厘について、県が融資機関に対して利子補給をします。

**協会の債務保証もする**

このような仕組みで資金が融通されますが、なにぶんにも、積極的に、人々と話し合い研究しあうことが大切。

**資金は近代化資金やその他の**

資金は近代化資金やその他のいろいろな融資を利用する。土地は、土地の所有者に熱意をもつて譲りうけを相談してみる。

**三度のメシも忘れて……**

も忘れて経営の近代化に休まりする熱意と努力が何より必要ではなからうか。（三加和村「広報みかわ」より）

そこで、こういった資金、しかも「無利子」の資金をお貸しして、中小企業を振興しようというのが、近く申し込み受付けを始める「中小企業振興資金」の制度である。

この制度も発足以来六年を経過したが、この間の県下の貸付件数は七十八件、金額にして五千四十七万円にのぼつています。

三十七年度の受付中にあたり、中小企業の皆さんに、この制度のあらましをお知らせして、資金対策の一助としよう。

その前に、まず説明しておきたいのは、貸付の対象となる

**お金貸します**

**受付け中の「中小企業振興資金」**

中小企業の経営で、最も頭を痛めるのは、何といつても「資金」の問題。

特に、最近さかんにさげばれてきている設備の近代化とか経営の合理化、中小企業者の組織活動の活性化とかいうことになる、とてもそこまで資金をまわすゆとりもない……というのが、大部分の中小企業の実態ではなからうか。

中小企業とはどの範囲のものをさすのか？というところ。

これは資本の額または出資の総額が一千万円以下の会社、または常時使用する従業員数が三百人（商業やサービス業を主とするものについては三十人）以下の会社、個人のことを指している。

従つて、これから述べる中小企業者とは、このような型態を指しているということであらうかじめ念頭においてもらいたい。

**貸付金の種類**

「設備近代化資金」「共同施設資金」「工場集団化資金」の

三種類に分かれていて、紙数の関係で、中小企業者の方々にも関心の深いと思われる「設備近代化資金」と「共同施設資金」のことについて、そのあらましをお知らせすること、しよう。

**設備近代化資金**

★締切り六月末日

県では三十七年度の貸付として約五千七百万円を予定している。前年度は二千二百万円であったので、約二・六倍にふくれあがつたわけで、それだけ、旺盛な資金需要にこたへる態勢が整つてきたわけである。

**貸付ける業種**

貸付ける対象の業種部門としては、機械金属工業、軽工業、せいの工業、鉱業、農林水産業の五部門に分れているが、更に、これを部門ごとに細分化し、例えば機械金属工業では鋳物製造業、鍛圧品製造業、金属加工基礎製品製造業などというように十三業種、全体で三十三業種の指定があり、又、それぞれの業

**貸付の内容**

貸付条件としては、金利が無利子であるほか、貸付金額 十万元以上三百万円以下、貸付率 事業費の1/2以内、償還期間と方法 一年据置き、半年賦四年償還

そのほか、貸付ける対象となる設備は性能が優秀であるというところ、原則として新品であつて、三十七年度において着工し、かつ完成するということが貸付ける条件となつていて、貸付ける企業の選定に当つては、対象設備の設置がこの資金制度によるのが適当と認められるかどうか、また、貸付ける返済が、企業の将来性などからみて確実かどうかについて十分検討する。だから、その検討資料とするため、県では申請企業について、あらかじめ経営診断を行うことにしている。

**貸付ける条件**

組合の内容はつきに掲げる条件にあてはまっていなければならぬ。

- ① 組合員の団結、結束が極めて強いということ
- ② 組合の事業が今後永続するであろうと見込まれ、また将来、発展していくであろうということが十分期待されるものであること
- ③ 一部の少数の組合員の利益ばかりにとらわれた事業運営がなされていないということ
- ④ 組合の役員熱意、識見及び能力が信頼されるものであること
- ⑤ 資金の調達、返済が確実視されるということ

**共同施設資金**

★締切り七月末日予定

三十七年度の貸付ワクは一応

農家は担保力は乏しいのに、多額の資金を借りなければ事業の推進はできないし、そう簡単には貸し出されるものでもありません。そこで、何らかの保証をすることが必要であるということから、前述の農業信用基金協会を設立して、農家の債務を保証することになり、本県でも去る三月発足しました。

**資金ワクは十三億円にふやした**

三十六年度この制度は全国ワク三百億円で出発し、本県のワクは決算額八億円（当初予算六億円）でありましたが、借り入れの希望が非常に多いので、三十七年度は全国で二百億円の増となり、本県でも十三億二千九百万円と、大幅にワクを増やしたわけだ。

この借り入れ手続等については、ちかかく関係機関でくわしく農家の皆さんにお知らせすることになっていきます。

（農政課）